宮城県 東松島市

面的整備型

<東松島市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点>

- ○市内全域を対象とする3か所の基幹相談支援センターが身近な相談場所となり、コーディネーターの役割も担う
- ○東日本大震災後の障害者のための仮設住宅の運営法人からの提案により、仮設住宅の長年に渡る入居者の住み替えのためのグループホームと緊急時の受け入れ場所(緊急保護室)を備えた建物を、地域生活支援拠点等施設の一部を担う役割として建設
- ○緊急保護室は、緊急時に他に受け入れ可能な施設がない場合の最終手段として活用
- ○各事業所が緊急時の判断と対応をスムーズに行えるよう、市独自のマニュアル書を作成中
- ○市の規模からすべてに対応できないため、石巻圏域内や県との連携が必要であり、具体的な連携方法 などを検討

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	40,279人(平成28年11月1日現在)
障害者の状況 (平成29年4月1日 現在)	身体障害者手帳所持者 1,473人 療育手帳所持者 337人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 189人
	・障害者の高齢化が進行。(65歳以上:50.8%)
	・精神、療育手帳所持者は微増。
	(平成28年6月1日:精神186人、療育330人→平成29年4月1日:精神189人、療育337人)
	・身体手帳所持者は高齢で亡くなる人がいるため減少傾向。
	(平成28年6月1日:1,488人→平成29年4月1日:1,473人)
	・精神通院医療者が増加。(平成28年6月1日:431人→平成29年4月1日:483人)
実施主体	<相談>市委託の基幹相談支援センター3か所
	・社会福祉法人 矢本愛育会 東まつしま地域生活支援センターカノン (地域活動支
	援センターを併設し所長が兼務)
	・医療法人社団 健育会 ひまわり障がい者相談支援事業所
	・一般社団法人 心和会 障がい者相談支援事業所「とも」
	<緊急時の受け入れ>
	・社会福祉法人 矢本愛育会 多機能型地域生活援助事業所きずな(同法人の
	東まつしま地域活動支援センターカノンとは約2km離れた場所にある)

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

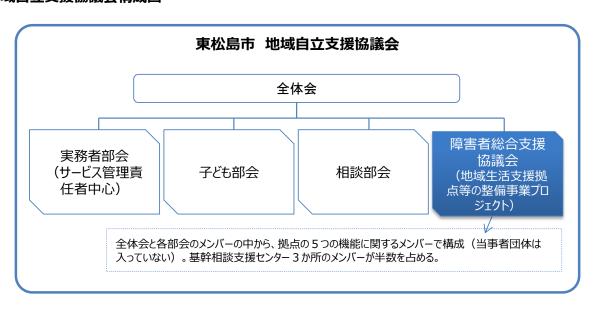
検討を始めたきっかけ、検討開始時期、整備方針、協議会等の活用、関係者への研修・説明会開 催等

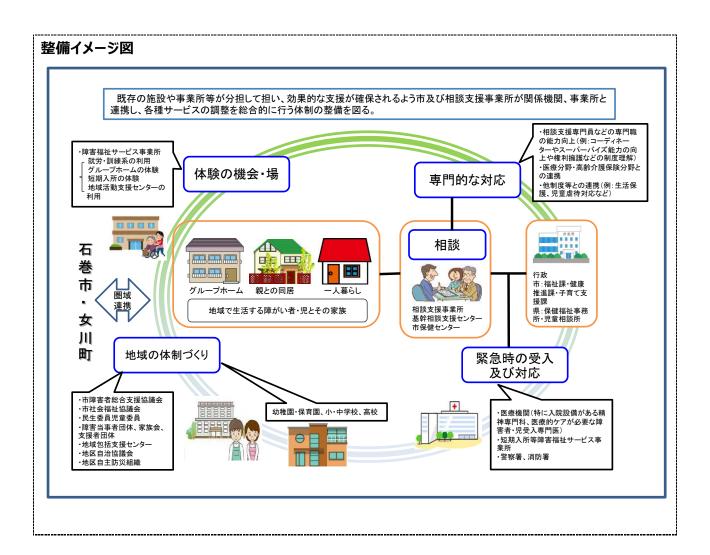
- ・東松島市では、市内だけでなく石巻圏域内の通所施設や入所施設を利用しているため、地域自立支援協議会で、既存資源をスムーズに利用できるよう環境整備の検討を進めていた。
- ・国の指針を受け、地域自立支援協議会の中に、「障害者総合支援協議会(地域生活支援拠 点等の整備事業プロジェクト)」を設置し検討を開始した。
- ・検討の結果、5つの機能のうち、「緊急時の受け入れ」を喫緊の課題として位置づけ、取り組むこととなった。

整備類型、必要な機能の検討・検証

- ・地域生活支援拠点等の形態は、東松島市の規模と財政面、従来からの地域自立支援協議会 での協議内容の延長上で考えるのが妥当との判断により、既存資源の活用による面的整備 に決定した。
- ・相談は、主に市委託の基幹相談支援センター(3か所)が担っている。
- ・東日本大震災後に障害者の仮設住宅の運営を委託していた矢本愛育会から平成27年度後半に、「仮設住宅の取り壊しにあたり、仮設住宅に長年入居している人のためのグループホームを作り、緊急時の受け入れ機能も確保したい」との提案があり、地域生活支援拠点等の一部を担う施設建設と運営の一部を委託することとした。市の補助金対象となる福祉避難所と災害時用物資備蓄庫を備えることも矢本愛育会と合意し、整備した。

地域自立支援協議会構成図





3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	8人
	うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数:10人
相談事業にかかる費用	予算措置額:3法人 約5,000万円(相談部門の常勤職員6人、東
	まつしま地域生活支援センター分含む)
	活用している事業枠:地域生活支援事業

基幹相談支援センター=コーディネーター

- ・拠点として新たにコーディネーターを配置するのではなく、市内3か所の基幹相談支援 センターの組織全体が拠点としてのコーディネーターの役割を担う。新規の相談等は市 がアセスメント等を行い、関係機関につないでいたが、今後は基幹相談支援センターが 対応することで身近な相談場所となるように強化していきたい。
- ・3か所の基幹相談支援センターは並列の位置づけで委託しており、東松島市全域を対象としていることから、利用者が事業所を選ぶことができる。
- ・行政は、夜間や休日も含めた虐待防止センターへの第一報について、保健センターの保 健師が基幹相談支援センターと共に対応する他、緊急保護室の利用調整を行うなどのバ ックアップを行う。
- ・基幹相談支援センター3か所は指定特定(障害児)相談支援事業所の指定も受けており、 計画相談支援も行う。

携帯電話で夜間・休日の対応を行う

・夜間と休日の電話は、基幹相談支援センター3か所の職員がもつ24時間対応の携帯電話 に転送され、必要に応じて関係職員に連絡を入れて対応する。

潜在ニーズの掘り起しによる精神の通院医療対象者への対応強化

・東松島市では、東日本大震災後の自殺対策として、保健師や精神保健福祉士などが地域 に出て、対象になる人を掘り起して相談に乗る活動を積極的に展開してきた。その結果、 精神通院医療者が増加した。中には「就職を考慮して手帳は取得したくないが医療は受 けたい」という人も多い。そのような潜在ニーズの掘り起こしには地域での相談活動が 有効であり、配慮ある対応が必要であることを実感している。

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入	2床
れ・対応で確保している床数	延利用者数 0床
上記利用にかかる費用	予算措置額:空床確保料+利用日数分の利用料(約6,000円/
	日、土地は市有地を無償提供)
	活用している事業枠:一般財源及び一部地域生活支援事業補助
	金(短期入所としては未指定のため)

通常利用している施設に空きがない場合の最終手段として緊急保護室を確保

- ・基幹相談支援センター3か所は、まず利用者の情報(服薬内容、アレルギーなど)をも つ普段利用している施設に相談し、受け入れてもらうようにしているが、どこにも空き がない場合は社会福祉法人矢本愛育会「多機能型地域生活援助事業所きずな」の2階に 2室確保している緊急保護室で受け入れ、グループホーム等の職員が対応する。
- ・緊急保護室は、整備費用の節減のため短期入所の指定は受けていない。同じフロアに災害時用物資備蓄庫と福祉避難所も設置している。1階はグループホーム(定員7人)となっている。
- ・緊急保護室の利用対象は3障害手帳取得者と精神通院医療者すべてを対象とする方針で、 登録制は取っていない。(すべての障害者に対応するのが地域生活支援拠点等の役割と考 えている)

緊急時対応の平準化に向けてマニュアル書を整備中

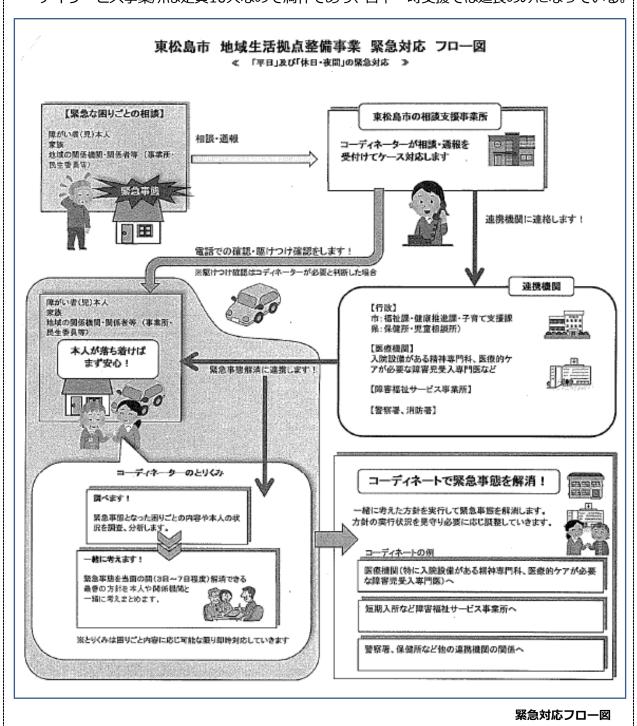
- ・基幹相談支援センターに権限を委譲し、事業者で迅速に判断して緊急保護室を使えるようにしたいと考えている。市内の障害のある人全員を対象とし、緊急時に対応できるスキームを検討。事業者による緊急時対応を平準化するため、障害者総合支援協議会でマニュアル書を整備中である。マニュアルは、「緊急時」を定義する「東松島市障害あんしん生活緊急サポート事業実施要綱」、「ケース支援に対する緊急性判断シート」、「緊急対応フロー図」(サービス未利用者のフロー図も作成中)などである。
- ・サービス利用がない人から緊急時の連絡が入った場合は、計画相談で使用する書類「相談 受付票兼サービス等利用計画作成支援」に情報を書き込んでつなぐことで、施設側の受け 入れをスムーズにする。

重度障害者、医療的ケアへの対応は県と連携

- ・緊急時の受け入れでは、対応の難しい重度障害者は基幹相談支援センターから県の施設 に依頼する。
- ・医療的ケア児・者への対応の要望はあるが、市単独や石巻圏域では対応が難しく、県の 施設での対応が中心になる。相談は、身近な住民サービスとして市町村で行うのがよい が、ハード面、特に医療などの高度な技術を要するものは人材確保も必要なため、県と の連携が必須である。県と市町村の役割分担が重要である。

強度行動障害、自閉症への対応が課題

- ・強度行動障害の人の特別支援学校卒業後の受け入れ先がなかなかない。
- ・特別支援学校在学生で自閉症の人の放課後支援が少ない。主に対応できる市内の放課後等 デイサービス事業所は定員10人なので満杯であり、日中一時支援では延長のみになっている。



東松島市-6

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場	未実施
利用者数	
上記利用にかかる費用	予算措置額:未実施
	活用している事業枠:未実施

未実施

- ・市として、限られた資源の中では体験より緊急時の受け入れを優先するという考えのため、現在は未実施である。障害者総合支援協議会でも、「本当に必要なときは通所など で経験を積むほうがよい」などの意見が出ている。
- ・市内のグループホームでは入居前に体験宿泊を実施している。

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に 予算措置額:特になし

かかる費用 活用している事業枠:特になし

事例検討会による相談支援事業所のスキルアップ

・地域自立支援協議会の相談支援部会の中で、当番制で各事業所が提示する困難事例の PDCAなどを紹介し、すべての事業所で同様の対応ができるよう、市の保健師も参加 しての事例検討会を行って、スキルアップを図っている。

外部講師を招いて研修会を開催

・地域生活支援拠点等の整備を検討する段階で面的整備の先進地域である長野県上小圏域 障害者総合支援センター長を講師に迎えて研修会を開催した。今後も、外部講師を招い た研修会を計画する予定である。

医療的ケアの人材育成が課題

・市では医療的ケアに対応できる人材確保が難しい。今後家族の医療的ケアに係る相談等 に備え、基幹相談支援センターの相談支援専門員のスキルアップのために、県アドバイ ザー派遣事業を活用し研修を行っていく予定。

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる 予算措置額:特になし

費用 活用している事業枠:特になし

市民協働の地域づくり

- ・地域自立支援協議会立ち上げ時は、「障害者が、自宅からサービス提供事業所まで毎日通う」ことを1つの到達点として考えていたが、到達できても、事業所までの往復のみで、地域に「このような障害者がいる」ということが認知されないままとなっている。
- ・今後、相談支援専門員にはサービス提供事業所へのつなぎだけでなく、地域コミュニティへのつなぎにも取り組んでもらうようにしていきたい(地域の祭に障害者が参加する、公民館で余暇活動を行うなど)。
- ・地域包括ケアシステムの取組とも連携を取りながら地域に入っていくことで、社会的弱者への対応をきめ細かく行いたい。

⑥ その他付加している機能

 費用
 予算措置額:一

 活用している事業枠:一

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

事例なし

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

石巻圏域でのスムーズな連携

- ・従来から石巻圏域内で施設を利用する風土があり、石巻市内の法人が東松島市の利用者 のケース対応を行うこともあるが、保健師が仲介しなければうまく回らないこともある。 スムーズな連携が課題である。
- ・東松島市内で不足する資源については、石巻圏域内で連携できるよう、各市町で単独で できるもの、連携でできるものをまとめた上で、不足分の対応策を検討する予定である。
- ・近年緊急時の連絡は精神障害のケースが多いが、市内に入院のできる精神科病院がない ため、相談支援専門員や保健師が入院先を確保するのに苦慮している。近隣市町村の病 院で受け入れ体制を構築していきたいと考えている。

緊急時の受け入れ加算が必要

・緊急時の受け入れをしやすくするためには、通常の短期入所とは別枠の加算や、相談支援事業所が緊急時に短期入所の受け入れに関わる対応を行った場合の加算などが有効と思われる。











多機能型地域生活援助事業所きずな